

2021 年度第 2 回競争契約監視委員会 議事概要

日時：2021 年 11 月 19 日（金）10 時 00 分～11 時 33 分

方法：テレビ会議システム使用

出席：（委員）日本大学法学部 藤村和夫特任教授（委員長）
 早稲田大学理工学術院 柴山知也教授（委員長代理）
 神奈川大学法学部 細田孝一学部長
 宇都宮大学地域デザイン科学部 藤原浩巳学部長
 （NAA）施設保全部、滑走路保全部、給油事業部、調達部、法務コンプライアンス部
 ※ 事務局：法務コンプライアンス部コンプライアンスグループ

議事：

1. 開会の挨拶

2. 契約状況等

調達部より、契約状況、随意契約理由及び取引停止措置について説明

| | 委員からの質問・意見 | NAAからの回答 |
|---|--|--|
| 1 | 維持修繕の随意契約の中に、契約制限価格に対する契約額の比率が75.4%と随意契約にしては低い割合のものがあるが、どのような事情か。 | 当契約は空港周辺の騒音対策用地の草刈り作業であり、契約制限価格の設定にあたって相手方の参考見積を使用せず国の積算基準やNAAの積算基準によって設定したところ、実際の見積との乖離が生じたため、その比率となっている。どこに乖離が生じたかという点では作業費には乖離はないが、諸経費についてかなり乖離があり、低減をしてきている。 |
| 2 | 契約制限価格を国の積算基準によって設定して、低見積が出てくるということであれば、そもそも契約制限価格が高いのではないか、という意見も以前から存在する。国の積算基準にも拠らなければならない中でNAA独自の姿勢を打ち出すのは難しいだろうが、このような意見があるということに留意する必要がある。 | 今回のご指摘も踏まえて検討していきたい。 |
| 3 | 「2PTB 屋上エプロン照明更新その他工事(設計施工)」に記載のある不点検知機能とは如何なるものか。 | 不点検知機能とは点灯しない状態を検知する機能のことである。航空法上照明が不点となった場合、パイロット等にノータムにて通知する必要があるため、その機能を有している社と契約した。 |

| | | |
|---|--|---|
| 4 | 「埋蔵文化財調査準備作業(2021C 滑走路部)」の随意契約理由について、1行目は文意がおかしい。機能強化整備のためではなく、機能強化整備の前提として埋蔵文化財調査が行われるのではないかと、正確に記載した方がよいと思料する。 | ご指摘のとおりである。機能強化整備の前提として必要な作業のための囲繞作業である。以後記載の仕方に気をつけたい。 |
| 5 | 2021 年度上半期の取引停止状況について、NAA では「取引停止」と言うと入札に参加させない期間という意味であろうが、当該期間に取引がなされないと理解されてしまう。関係者は理解できるであろうが、もう少し正確な言葉があれば良い。 | NAA での「取引停止」の趣旨はおっしゃるとおりであるが、国は「指名停止」と表現している。 |

3. 総合評価方式について

調達部及び施設保全部より、以下の工事概要及び契約方式について説明

■ 中冷屋外タンク設置工事(設計・施工)

| | 委員からの質問・意見 | NAAからの回答 |
|---|--|--|
| 1 | 「中冷屋外タンク設置工事(設計・施工)」における技術点の1点は価格のいくらに相当するか。新たに参入しようとしている社がNAAの工事にこれまで携わってこなかったということで、不利になるようなことはないのか。 | 本件の技術点 1 点を価格に換算すると、契約制限価格約 3 億円の1%にあたる約 300 万円相当である。施工実績がないことが不利に働く(競争参加機会を失う)ものではない。 |
| 2 | 評価項目と各項目への配点を参加者は事前を知る事ができるのか。 | 資料作成のポイントも含め、事前にお知らせをしている。 |
| 3 | 本件は技術点、価格点のバランスがとれていると思料する。過去には技術点だけで決まってしまうような事例もあったと記憶している。事前に契約制限価格を公表しているのにも関わらず、それ以上の価格を出して評価対象外となった社に対しては何か次回の選考で配慮しているのか。 | 評価対象外の社に対して、次回の競争参加において配慮するようなことはしていない。参加意欲を示すために評価対象外の価格でも入札をされる社があると推察している。 |

4. 低見積価格調査について

調達部、滑走路保全部及び給油事業部より、以下2件の概要及び契約方式について説明

- 構内道路舗装補修他工事(2020)
- 千葉港頭棧橋調査・維持管理計画策定他作業

| | 委員からの質問・意見 | NAAからの回答 |
|---|--|--|
| 1 | 道路舗装関係は談合が多く、今回の契約も価格競争のみだと談合しやすい入札になってしまうと思われるが、チェックするようなシステムはあるのか。 | 見積金額とNAAの契約制限価格とを並べてみて、事前に調査・検証を行った上で価格交渉に臨んでいる。見積の構成や見積金額が同じような場合は、談合の疑いがある。契約方式が価格のみの競争の場合、(技術提案資料が提出されないため) 見積から談合等の痕跡を見つけることとなる。 |
| 2 | コンサル会社では深夜まで激務をこなしている印象がある。これは低見積の低い受注額から利益を生み出せない中、人件費でその分を穴埋めするという構造になっていることが考えられる。このことが原因でコンサル業界がブラックであることの一因となっているのではないだろうか。今後は発注する業者に関して、労務管理がきちんと行われた上での低価格入札があったということも調査する必要があると思うが如何か。 | 低見積調査は国に準じて行っているものであり、そのような調査は想定していなかった。低見積調査ではないが、今後はサステナビリティ調達という観点もあり、例えば週休2日制工事を取り入れるなどということも考えている。今回のご指摘も踏まえて検討していきたい。 |
| 3 | 簡易型総合評価方式(通常型)応募要領に「提案等の内容及び審査結果は、原則として非公開」との記載があるが、公開する場合はどのような場合を想定しているか。 | 提案等の内容及び審査結果についてこれまで公開したことはなく、検討したこともない。実際に業者から問われることがあっても、それを詳しく教えてしまうと、次回その社だけ有利になってしまうので、原則非公開としている。 |

5. 無効及び不調案件について

調達部及び施設保全部より、以下1件の工事概要及び契約方式について説明

■ 重油用タンクローリーの購入

| | 委員からの質問・意見 | NAAからの回答 |
|---|--|---|
| 1 | 重油用のタンクローリーはある程度定価が決まっていると思われるが、どのように契約制限価格を決めていくのか。例えば、最初に通常よりも高い見積を出されてしまった場合、それに基づいて高めの契約制限価格に決まってしまうこともありうるのか。 | 重油用のタンクローリーは特殊車両のため、特注で作ることになっており、見積を提出いただいた上で契約制限価格を決めていく方式を取らせていただいている。過去の取引実績から見積金額の妥当性について精査は行わせていただいている。 |
| 2 | タンクローリーを製作しているメーカーはいくつ存在するのか。特注で納期に4台揃えられる社が1社しかなければ、販売業者やメーカーの都合で決定してしまう。複数社参加できるようにするためには納期などを参加しやすいように設 | タンクローリーを製作しているメーカーはさほど多くはないが複数社存在する。 |

| | |
|--|--|
| <p>定せざるを得ないのではないか。今回は会場での札入れ形式や納期の短かさも重なり、発注者としては不利な条件であったため、仕方ない案件だと評価した。</p> | |
|--|--|

7. 全体を通しての意見

| 委員からの意見 | |
|---------|---|
| 1 | 今回の案件は特に疑義のあるものはないと思う。各案件とも適正であったと判断する。 |

8. 次回開催日程について

次回の委員会は、2022年6月10日(金) 10時開催予定

※案件抽出については細田委員が担当

9. 閉会の挨拶

以上